

後発医薬品の使用について

当院では、厚生労働省の方針にともない後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に取り組んでおります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。（厚生労働省より）

医薬品の供給が不足したとき

当院において医薬品の供給が不足した場合は、治療計画の見直しを行う等、適切に対応いたします。また、医薬品の供給状況により、治療の際に投与する薬剤が変更となる場合には、薬剤の変更について当院より説明いたします。